

働き方改革の施行まであとわずか！
経営者・人事労務担当の方は必見！

働き方改革関連 改正法説明会

～大幅な改正により会社が対応していくポイントとは～

いよいよ、平成31年4月1日から「働き方改革」が順次施行されます。
これに伴い、能代商工会議所では、「働き方改革関連 改正法説明会」を開催いたします。
今回の改正により、時間外労働の上限規制や有給休暇の確実な取得などに対応した就業規則
や労務管理の見直しも必要となります。
早期対応に向けた積極的な参加をお願いいたします。

- ポイント① **残業時間の上限規制がかかります。**
- ポイント② **有給休暇の確実な取得が必要となります。**
- ポイント③ **正社員と非正規労働者との待遇差が禁止されます。**

開催日時 ▶ 平成31年2月8日（金） 午後1時30分～

会場 ▶ 能代商工会館 3階

参加費 ▶ 無料

申込方法 ▶ 電話またはFAXにてお申し込みください。
能代商工会議所 担当 佐々木（FAX55-2233）

（切り取らずにこのまま送信してください）

働き方改革関連 改正法説明会 参加申込書 能代商工会議所 宛（FAX 55-2233）

所在地			
事業所名			
電話番号		F A X	
参加者名		参加者名	

【お問い合わせ】
〒016-0831 能代市元町 11-7 能代商工会議所
電話 0185-52-6341 FAX 0185-55-2233